平成17年4月25日訓令(乙)第44号

改正

平成20年2月15日訓令乙第5号 平成26年12月10日訓令乙第173号 令和2年3月27日訓令乙第30号

武蔵村山市自主防犯組織活動資器材等助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防犯組織に対し防犯パトロール資器材等を助成することにより自主防犯 活動を促進し、もって地域における防犯対策の強化及び安全・安心なまちづくりに資することを 目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自主防犯組織 自主防犯活動を行う組織であって、市長に届け出たものをいう。
 - (2) 自主防犯活動 一定の区域の住民で構成される自治会、商店会等の団体(以下「地域団体」 という。)が自主的に行う当該区域内における犯罪被害の防止を図るためのパトロール等の活動をいう。

(自主防犯組織の届出等)

- 第3条 地域団体は、この要綱に定める自主防犯組織として自主防犯活動を行おうとするときは、 自主防犯組織(結成・変更)届出書(第1号様式)により市長に届け出るものとする。
- 2 前項の規定による届出をした自主防犯組織は、同項の届出事項に変更が生じたときは、その都 度、自主防犯組織(結成・変更)届出書により市長に届け出るものとする。

(防犯パトロール資器材等の助成)

- 第4条 市長は、自主防犯組織に対し、予算の範囲内で自主防犯活動を行うために必要な防犯パトロール資器材等を助成するものとする。
- 2 前項の規定により助成する防犯パトロール資器材等は、次の各号に掲げる品目の区分に応じ、 当該各号に定める数量を限度とする。
 - (1) 防犯腕章 5枚
 - (2) 強力ライト 5個
 - (3) 防犯ホイッスル 5個

- (4) 保安指示灯 5本
- (5) 防犯ベスト 5着
- (6) ジャンパー 5着
- (7) 帽子 5個
- (8) その他市長が必要と認めるもの 市長が必要と認める数

(防犯パトロール資器材等の助成の申請)

第5条 自主防犯組織は、防犯パトロール資器材等の助成を受けようとするときは、防犯パトロール資器材等助成申請書(第2号様式)により市長に申請しなければならない。

(防犯パトロール資器材等の助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、助成の必要性について調査等を行った上でその可否を決定し、防犯パトロール資器材等助成(決定・却下)通知書(第3号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第7条 自主防犯組織は、防犯パトロール資器材等の助成を受けたときは、速やかに、防犯パトロール資器材等受領書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(防犯パトロール計画等の提出)

第8条 自主防犯組織は、毎年、年度当初に年間パトロール計画書(第5号様式)を、年度末に防犯パトロール実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、新たに結成された自主防犯組織にあっては、当該組織の結成後速やかに、年間パトロール計画書を提出するものとする。

(防犯パトロール資器材等の運用、管理等)

- **第9条** 自主防犯組織は、助成を受けた防犯パトロール資器材等をその目的に沿って効果的に運用するとともに、良好な管理に努めなければならない。
- 2 防犯パトロール資器材等の修繕に要する経費は、当該資器材等の助成を受けた自主防犯組織が 負担するものとする。

(防犯パトロール資器材等の返還)

- 第10条 市長は、自主防犯組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成した防犯パトロール資器材等の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 防犯パトロール資器材等を他に譲渡し、又は故意に損傷したとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 自主防犯組織としての活動ができなくなったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成26年12月10日訓令(乙)第173号)

この要綱は、平成26年12月10日から施行する。

附 則(令和2年3月27日訓令(乙)第30号)

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。